

## 明石市社会的養育推進計画の策定について

平成 28 年の改正児童福祉法において子どもの家庭養育優先原則が明記されたこと等を踏まえ、各都道府県等において 2019 年度末までに社会的養育推進計画（計画期間は 2029 年度まで）を策定することが求められています。

本市における社会的養育推進計画（以下「計画」という。）策定に向けた検討状況等について報告します。

### 1 計画策定の目的

本市における今後 10 年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定します。

### 2 計画に盛り込む事項・内容

計画には、厚生労働省の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「要領」という。）で示されている記載事項を踏まえつつ、本市の「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という理念に基づく各種社会的養育関連施策について、今後の目標や実施計画等を盛り込みます。

なお、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の内容と十分に整合を図ります。

#### 【主な事項・内容（案）】

#### ◆ 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

「こどもを核としたまちづくり」の理念や「あかし里親 100%プロジェクト」の方向性を踏まえ、本市の目指す社会的養育のあり方を示します。

#### ◆ 総合的なこども支援

虐待予防等に資する子育て支援事業や地域と連携した子ども家庭支援の取組について、第 2 期子ども・子育て支援事業計画との整合も踏まえて示します。

#### ◆ 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

あかしこども相談ダイヤルなど、子どもの権利擁護に係る既存の取組を推進するほか、社会的養育を受ける子どもが意見表明しやすい仕組みの構築等に向けた取組を示します。

#### ◆ 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

年齢区分別（3 歳未満、3 歳以上就学前、学童期以降）に里親等の代替養育を必要とする子どもの数を算出して示します。

◆ **里親等への委託推進に向けた取組**

里親のリクルート、子どもとのマッチング、子どもを養育する里親への支援など一連のフォスターリング業務の今後の実施体制の構築に向けた取組とともに、2029年度までの里親家庭への委託子ども数の見込みを推計し、示します。

◆ **特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組**

子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することができる特別養子縁組を推進するための関係機関との連携等の取組について示します。

◆ **社会的養護関係施設との連携**

乳児院、児童養護施設等と連携した子ども支援の取組について示します。

◆ **社会的養護自立支援の推進に向けた取組**

進学、就職など子どもの自立支援の充実に向けた取組について示します。

◆ **明石こどもセンターの運営**

一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行うための明石こどもセンターの体制の充実や専門性の強化に向けた取組について示します。

**3 計画策定に向けた検討状況**

社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び社会的養護部会においてご意見を伺うほか、計画に基づいて今後協働することとなる社会的養育関係者で構成する「あかし里親推進連絡会議」(※)においてもご意見を伺いつつ、策定に向けて検討を進めています。

※ あかし里親推進連絡会議構成員

明石地区里親会、明石乳児院、カーサ汐彩(児童養護施設)、あかし里親センター(公益社団法人家庭養護促進協会)、あかしこども財団及び明石市

**4 今後のスケジュール(予定)**

- 年内 児童福祉専門分科会及び社会的養護部会並びにあかし里親推進連絡会議における意見聴取
- 令和2年1月 パブリックコメント
- " 2月 児童福祉専門分科会及び社会的養護部会並びにあかし里親推進連絡会議における意見聴取(最終)
- " 3月 計画決定